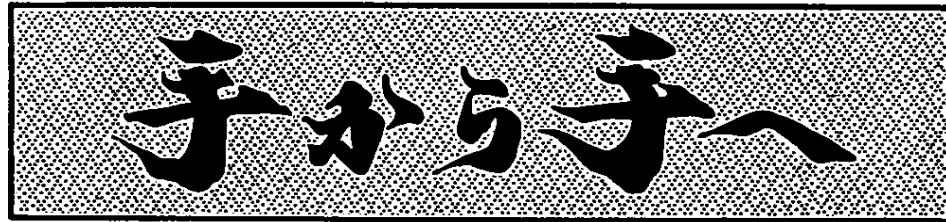


この『手から手へ』は全教職員に配布しています。
まだ組合に入られていない方、ぜひ加入してください！

発行
東京都立大学労働組合
TEL=042-677-0213
Eメール=union@apricot.ocn.ne.jp
HP=http://tmu-union.org/

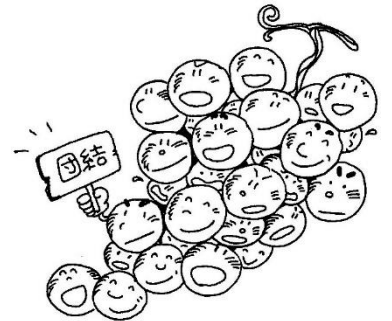


第 2894 号

2021 年 7 月 20 日

都立大学労働組合 定期大会開催

2021 年 7 月 3 日 (土)、東京都立大学労働組合の第 106 回定期大会を開催しました。新型コロナウイルス感染防止対策として、昨年につき、対面とオンラインのハイブリッド形式をとりました。



左古委員長は冒頭の挨拶で、東京オリンピック・パラリンピックのパブリックビューイング会場の貸し出し中止の決定プロセスの不透明さに触れて、「大学としての自律性」を保ち高めていくことが課題であると述べました。小林書記長より、2020 年度の経過報告がありました。伊澤財政部長から決算報告があり、河合副委員長より 2021 年度の方針(案)が提案されました。法人に対して新型コロナウイルス感染症対策の強化を要求すること、なお残る旧「任期なし教員」の賃金差別を解消すること、特任教員・非常勤講師への一時金を支給すること、正規職員の退職手当算出期間に非常勤契約職員と常勤契約職員であった期間も算入させること、一般事務職の非常勤契約職員の 5 年間の雇い止めをなくすこと、長期勤続休暇制度の創設などについて説明がありました。続いて、伊澤財政部長が 2021 年度予算(案)を提案しました。

方針(案)および予算(案)については、賛成多数で執行部案が採択されました。参加者からは、会計年度任用職員制度に移

行した都立学校の時間講師の待遇が紹介され、非常勤講師の待遇改善のとりくみ方針について質問が出されました。執行部として、東京都の会計年度任用職員制度も参考にし、他の職場の状況も含め現場調査にもとづく改善を求めていきたいと答えました。

最後に、東京都立大学労働組合が、2005 年の法人化以降、押し付けられる理不尽な諸制度について粘り強くたたかい続け、教職員が専攻や職層、配属部署などの違いをこえ、対等な立場で、職場の不満や疑問を共有し、その声を大学当局に届けてきた活動の成果のうえに立ち、より参加しやすい組織へと自己改革をすすめ、職場の仲間に組合の意義と成果を積極的に伝えながら加入を働きかけ、「本組合の良き伝統を守り、より良い大学づくりをめざして、共に歩もうではありませんか」と呼びかける大会宣言を採択し、終了しました。

《副中央執行委員長 河合 隆平》

委員長からのごあいさつ

今年度、東京都立大学労働組合の委員長に就任することになりました。私自身は 2000 年に東京都立科学技術大学に着任し、その年に労働組合に加入しましたので、20 年以上、組合にお世話になっています。ご存じのように 2000 年頃には、4 大学統合問題があり、教員任期制に代表されるさまざまな混乱が発生しました。しかし、その当時より組合は常に良識ある一貫した姿勢で数多くの問題にあたり、日野キャンパスの一組合員であった私にとっても、多大な助けになったという思いがあります。

その当時の問題は、その後の組合の交渉や、本学に所属する教職員の努力によって大部分のところは解消されつつあります。しかし、旧「任期なし教員」の賃金差別の問題や、常勤契約職員であった期間を退職手当算出期間に含めないといった問題は解決できていません。

また、昨今の新しい問題として新型コロナウイルスに関する問題があります。これについては、現場で働く教職員の立場から、適切な対策を法人執行部に申し入れていく必要があります。また、伝統ある本学の組合を良い形でつなげていくことが重要と考えています。

今年度はこれらの問題にとりくむことを目標にがんばりたいと思います。なにとぞご協力ご支援のほど、よろしく申し上げます。



中央執行委員長 増田 士朗

大会宣言は裏面に掲載→

大会宣言

東京都の公立大学には、国立や私立では代替できない固有の役割があります。金銭的な不安のある人でも良質な高等教育を受けられる場を東京に確保する役割、そして日本の首都、世界屈指のグローバル都市としての東京の地の利を活かして学術研究をおこない、東京に生きる人々の暮らしをあらゆる側面から賦活する役割です。東京都立大学労働組合は、この、本学の変わりようのない重要な役割に照らし、言うべきことを言ってきました。

とくに2005年の法人化にともない押し付けられた理不尽な諸制度について、組合は粘り強くたたかい続け、大きな成果をあげてきました。教員全員任期制については、2015年、助教を除き全廃を勝ち取りました。同時に、任期制を選ばなかった教員への懲罰的給与差別も大幅に縮小させました。非常勤契約職員については昇給制度、一時金を創設させ、常勤契約職員制度の廃止にともない、在職者を全員正規職員に昇格させました。臨時職員の60月一律雇い止めの法人方針も撤回させ、2018年以前の採用者に無期転換への道を拓きました。

教学組織に関しては、新大学開学当初の最大の目玉とされながら誰一人理解できなかった「単位バンク制」が早々に廃止されました。2018年には、都市教養学部という名ばかり巨大学部が廃止され、人文社会学部、法学部、経済経営学部、理学部といった実状に合致した諸学部にも再編成されました。2020年には、ついに大学名の改称に漕ぎつけました。いずれも組合が一貫して要求してきたことです。

いま、組合の主要目標は4つあります。第1に、旧非任期教員に対していまだ残されている9号の給与差別の最終的解消です。2021年4月に遡っての措置を強く求めます。第2に、正規職員の退職手当算出期間に、非常勤契約職員と常勤契約職員であった期間も算入させることです。第3に、特別任用教員に対する夏季・冬季一時金と研究費の支給です。第4に、学費半額化の実現です。新型コロナパンデミックにより家計にダメージを受けた在校生や受験生が大学就学をあきらめれば、近未来の東京の活力低下に帰結するのは明らかです。直ちに取り掛からなければなりません。

こうしたとりくみの延長線上に、全学的・全都的な議論を通じた定款、学則の改正があります。現行の法人定款第1条には「大都市における人間社会の理想像を追求」とありますが、これは東京の都市部以外の諸地域を排除するかのような表現であり、不適切です。また同条には「人材を育成」とありますが、「人材」とはもっぱら職業労働の側面から見た場合の人の概念です。教育を受ける権利は、憲法に保障されている基本的人権であって、本学でおこなわれている教育・研究は、職業労働の場面に限らず、主権者として、居住地域や家庭などあらゆる生活場面に活かされうるものです。

組合員のみなさん、すべての教職員のみなさん

日本では労働組合の組織率が年々低下しています。東京都立大学労働組合も例外ではありません。

本組合の場合、加入を躊躇する理由の1つは役員負担の重さです。組合執行部は、職場のはなはだしい繁忙化の実態も踏まえ、定例会議のオンライン化や、初めて役員になる仲間を支える仕組みづくりなどで、より参加しやすい組織へと自己改革を進めています。職場の仲間に組合の意義と成果を積極的に伝え、加入を呼びかけましょう。

東京都立大学労働組合は、教職員が専攻や職層、配属部署などの違いをこえ、対等な立場で、職場の不満や疑問を共有し、その声を大学当局に届けてきました。今後もそうあり続けたいと思います。本組合の良き伝統を守り、より良い大学づくりをめざして、共に歩もうではありませんか。

2021年7月3日

東京都立大学労働組合
第106回定期大会